

## 認定の条件と必要書類等について

## ■認定の対象者及び要件（次の要件をすべて満たす事業者）

要件1. 法人の登記上の住所地、または事業実態のある事業所が横浜市内にあること。（個人事業主は事業実態のある事業所が横浜市内にあること）

要件2. **特定被災区域**※内において東日本大震災前から継続して事業を行っていること。

要件3. 震災発生後最近3か月間の売上高が、震災の影響を受ける直前の同期3か月間と比較して10%以上減少していること。

※特定被災区域とは岩手県、宮城県、福島県の全域を含む災害救助法が適用された市町村等（帰宅困難者対応を除く）

## ■認定申請に必要な提出書類

## 1. 横浜市内に、法人（個人）の事業実態が確認できる資料

・法人の場合

**履歴事項全部証明書** ※3か月以内のもの（コピー可）

・個人事業主の場合

**青色申告決算書1ページ目（なければ、所得税確定申告書Bの第一表）** ※直近のもの

※上記書類で事業実態が確認できない場合は、ご相談ください。

2. 特定被災区域内において震災前から継続して事業を行っていること等を確認できる書類（例）特定被災区域内自治体の地方税の納税を証明できる書類、許認可証、商工会議所・商工会等の会員証・会員名簿、金融機関との金銭消費貸借契約書など（いずれも所在地を確認できること）

3. **売上高計算書**（横浜市指定様式）

4. 月別試算表等の月別の売上高がわかる計数資料の写し（最近3か月及び震災の影響を受ける直前の同期3か月分）

5. **震災復興緊急保証 認定申請書**（認定書1通につき、申請書を2通提出）

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

※認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

**横浜市経済局金融課**

場 所：横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎31階

電 話：045-671-2592 FAX：045-664-4867

受付時間：平日 午前：9時～11時 午後：1時～4時（事前予約制）